

# 令和3年第1回神奈川県議会定例会議案

(条例その他)



# 目 次

番 号	件 名	ページ
定 県 第 23 号 議 案	知事等の給与の特例に関する条例	1
定 県 第 24 号 議 案	地方税法第37条の2第1項第4号の規定により控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等を定める条例の一部を改正する条例	3
定 県 第 25 号 議 案	事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	5
定 県 第 26 号 議 案	神奈川県職員定数条例の一部を改正する条例	6
定 県 第 27 号 議 案	職員のサービスの宣誓に関する条例及び公安委員会の委員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例	7
定 県 第 28 号 議 案	県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例	8
定 県 第 29 号 議 案	職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例及び学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例	9
定 県 第 30 号 議 案	神奈川県立相模湖漕艇場条例の一部を改正する条例	11
定 県 第 31 号 議 案	神奈川県立山岳スポーツセンター条例の一部を改正する条例	12
定 県 第 32 号 議 案	神奈川県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例	14
定 県 第 33 号 議 案	神奈川県男女共同参画推進条例の一部を改正する条例	17
定 県 第 34 号 議 案	神奈川県看護師等修学資金貸付条例の一部を改正する条例	18
定 県 第 35 号 議 案	神奈川県墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例	19
定 県 第 36 号 議 案	かながわペットのいのち基金条例の一部を改正する条例	20
定 県 第 37 号 議 案	神奈川県都市公園条例の一部を改正する条例	21
定 県 第 38 号 議 案	市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例	22
定 県 第 39 号 議 案	神奈川県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例	23
定 県 第 40 号 議 案	建設事業等に対する市町負担金について	24
定 県 第 41 号 議 案	包括外部監査契約の締結について	26



## 知事等の給与の特例に関する条例

(知事及び副知事の給与の月額の特例)

第1条 知事に係る令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間における給与の月額は、知事及び副知事の給与等に関する条例(昭和28年神奈川県条例第8号)第1条第1項の規定にかかわらず、同項に定める額からその100分の10に相当する額を減じた額とする。ただし、手当(地域手当(他の給与の算出の基礎となるものを除く。))を除く。以下同じ。)の額の算出の基礎となる給与の月額は、同項に定める額とする。

2 副知事に係る令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間における給与の月額は、知事及び副知事の給与等に関する条例第1条第2項の規定にかかわらず、同項に定める額からその100分の7に相当する額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給与の月額は、同項に定める額とする。

(教育長の給与の月額の特例)

第2条 教育長に係る令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間における給与の月額は、教育長の給与等に関する条例(昭和24年神奈川県条例第42号)第1条の規定にかかわらず、同条に定める額からその100分の5に相当する額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給与の月額は、同条に定める額とする。

(監査委員の給与の月額の特例)

第3条 常勤の監査委員に係る令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間における給与の月額は、監査委員の給与等に関する条例(昭和26年神奈川県条例第8号)第3条の規定にかかわらず、同条に定める額からその100分の5に相当する額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給与の月額は、同条に定める額とする。

(公営企業管理者の給与の月額の特例)

第4条 公営企業管理者に係る令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間における給与の月額は、公営企業管理者の給与等に関する条例(昭和41年神奈川県条例第51号)第2条の規定にかかわらず、同条に定める額からその100分の5に相当する額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給与の月額は、同条に定める額とする。

(特別職の秘書の給与の月額の特例)

第5条 特別職の秘書に係る令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間における給与の月額は、特別職の秘書の職の指定等に関する条例(平成20年神奈川県条例第5号)第3条の規定にかかわらず、同条の規定により定められる額からその100分の5に相当する額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給与の月額は、同条の規定により定められる額とする。

附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 知事等の給与の特例に関する条例(平成25年神奈川県条例第58号)は、廃止する。

令和3年2月10日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

知事等の給与の特例に関し、所要の定めをしたいので提案するものであります。

## 地方税法第37条の2第1項第4号の規定により控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、 手続等を定める条例の一部を改正する条例

地方税法第37条の2第1項第4号の規定により控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等を定める条例（平成23年神奈川県条例第48号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「公告する」を「インターネットの利用その他の方法により公表する」に改め、「書類」の次に「から個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの」を加える。

第4条第1項第5号中「これ」を「当該書類から個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの」に改め、同項第6号イ中「除く」を「除き、定款等については、個人の住所又は居所に係る記載の部分以外の部分に限る」に改める。

第10条第4項中「前項」を「第3項」に、「除く」を「除き、定款等については、個人の住所又は居所に係る記載の部分以外の部分に限る」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 指定特定非営利活動法人は、前項の請求があった場合において同項の書類を閲覧させるときは、同項の規定にかかわらず、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除くことができる。

第12条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 指定特定非営利活動法人は、前項の請求があった場合において同項の書類を閲覧させるときは、同項の規定にかかわらず、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除くことができる。

第13条第1項を次のように改める。

指定特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、毎事業年度1回、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。ただし、第2号に掲げる書類のうち前条第2項第1号に掲げる書類については、既に知事に提出されている当該書類の内容に変更がない場合は、この限りでない。

- (1) 事業報告書等（当該指定特定非営利活動法人が神奈川県認証法人である場合を除く。）
- (2) 前条第2項各号に掲げる書類（同項第2号に掲げる書類については、規則で定める書類に限る。）

第14条中「これ」を「これらの書類から個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの」に改める。

第20条第2項第5号中「第10条第4項又は第12条第6項」を「第10条第5項又は第12条第7項」に改める。

第23条第2項中「第10条第4項及び第12条第6項」を「第10条第5項及び第12条第7項」に改める。

### 附 則

- 1 この条例は、令和3年6月9日から施行する。
- 2 改正後の第3条第3項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後になされた申出に係る縦覧について適用し、施行日前になされた申出に係る縦覧については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第13条第1項の規定は、施行日以後に開始する事業年度において提出すべき書類について適用し、施行日前に開始した事業年度において提出すべき書類については、なお従前の例による。

令和3年2月10日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

特定非営利活動促進法の一部改正に伴い、指定を受けた特定非営利活動法人の役員報酬規程等の提出等に関し、所要の改正をしたいので提案するものであります。



## 事務処理の特例に関する条例の一部を 改正する条例

事務処理の特例に関する条例（平成11年神奈川県条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表53の項(3)中「第35条第3項ただし書」を「第35条第4項ただし書」に改め、同項(6)中「第40条の5第4項」を「第40条の5第6項」に改め、同項(8)中「第40条の7」を「第40条の7第1項」に改め、同項(12)中「医薬品の販売業者」の次に「(配置販売業者を除く。以下この項において同じ。)」を加え、同項(14)中「こと」の次に「(医薬品の販売業者及び再生医療等製品の販売業者に係るものに限る。)」を加え、同項中(31)を(32)とし、(21)から(30)までを1ずつ繰り下げ、同項(20)中「第40条の5第4項」を「第40条の5第6項」に改め、同項中(20)を(21)とし、(16)から(19)までを1ずつ繰り下げ、(15)の次に次のように加える。

(16) 法第72条の2の2の規定により、医薬品の販売業者及び再生医療等製品の販売業者に対して、法令遵守体制の改善に必要な措置を講ずべきことを命ずること。

別表53の項中「(30)及び(31)」を「(31)及び(32)」に改める。

附 則

この条例は、令和3年8月1日から施行する。

令和3年2月10日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することに関し、対象事務の追加等をするため、所要の改正をしたいので提案するものであります。

## 神奈川県職員定数条例の一部を改正する 条例

神奈川県職員定数条例（昭和24年神奈川県条例第46号）の一部を次のように改正する。  
第2条第1項の表を次のように改める。

事 務 部 局 の 区 分	定 数	
知 事	7,625人	
公 営 企 業 管 理 者	1,001人	
議 会	76人	
選 挙 管 理 委 員 会	5人	
監 査 委 員	41人	
人 事 委 員 会	33人	
教育委員会（学校以外の教育機関を含む。）	759人	
教育委員会の所管に属する学校	校 長 及 び 教 員	11,974人
	そ の 他 の 職 員	1,087人
	小 計	13,061人
労 働 委 員 会	21人	
神 奈 川 海 区 漁 業 調 整 委 員 会	3人	
合 計	22,625人	

### 附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

令和3年2月10日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

### （提案理由）

新型コロナウイルス感染症への対応、県立学校の児童・生徒数に基づく学級数の減少等に伴い、定数の改正をしたいので提案するものであります。

## 職員の服務の宣誓に関する条例及び公安 委員会の委員の服務の宣誓に関する条例 の一部を改正する条例

(職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正)

第1条 職員の服務の宣誓に関する条例(昭和26年神奈川県条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条中「署名押印して」を「署名して」に改める。

別記様式中「㊟」を削る。

(公安委員会の委員の服務の宣誓に関する条例の一部改正)

第2条 公安委員会の委員の服務の宣誓に関する条例(昭和29年神奈川県条例第34号)の一部を次のように改正する。

第2条中「署名押印して」を「署名して」に改める。

別記様式中「㊟」を削る。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

令和3年2月10日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

職員及び公安委員会の委員の服務の宣誓に関し、宣誓書への押印を廃止するため、所要の改正をしたいので提案するものであります。

## 県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和31年神奈川県条例第41号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（議員報酬の月額の特例）

- 12 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間における議員報酬の月額は、第2条の規定にかかわらず、同条に定める額からそれぞれ当該額の100分の5に相当する額を減じた額とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる議員報酬の月額は、同条に定める額とする。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

令和3年2月10日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

県議会議員の議員報酬について、減額措置を講じることに伴い、所要の改正をしたいので提案するものであります。

## 職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に 関する条例及び学校職員の給与等に関する 条例の一部を改正する条例

(職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例(昭和32年神奈川県条例第52号)の一部を次のように改正する。

附則第22項中「その他の人事委員会規則で定める異動等」を「(公安職給料表の適用を受ける職員から同表以外の各給料表の適用を受ける職員となる異動及び当該各給料表の適用を受ける職員から公安職給料表の適用を受ける職員となる異動に限る。)並びに神奈川県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和28年神奈川県条例第23号)又は学校職員の給与等に関する条例(昭和32年神奈川県条例第56号)第3条第1項各号(第1号を除く。)に掲げる各給料表の適用を受ける者から引き続き新たに公安職給料表の適用を受ける職員となる異動及び同項第1号に掲げる教育職給料表の適用を受ける者から引き続き新たにこの条例の適用を受ける職員となる異動」に、「において、同条第1項」を「において、第5条第1項」に改め、「(昭和32年神奈川県条例第56号)」を削り、「備考2」の次に「又は備考3」を加え、「並びに附則第48項、第50項及び第53項」を削る。

(学校職員の給与等に関する条例の一部改正)

第2条 学校職員の給与等に関する条例(昭和32年神奈川県条例第56号)の一部を次のように改正する。

附則第21項中「その他の人事委員会規則で定める異動等」を「(教育職給料表の適用を受ける職員から同表以外の各給料表の適用を受ける職員となる異動及び当該各給料表の適用を受ける職員から教育職給料表の適用を受ける職員となる異動に限る。)並びに神奈川県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和28年神奈川県条例第23号)又は給与条例第3条第1項各号(第3号を除く。)に掲げる各給料表の適用を受ける者から引き続き新たに教育職給料表の適用を受ける職員となる異動及び同項第3号に掲げる公安職給料表の適用を受ける者から引き続き新たにこの条例の適用を受ける職員となる異動」に、「において、同条第1項」を「において、第5条第1項」に改め、「備考2」の次に「又は備考3」を加え、「並びに附則第47項、第49項及び第52項」を削り、「これらの規定中」を「同項中」に、「とあるのは」を「とあるのは、」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第1条(「備考2」の次に「又は備考3」を加え、「並びに附則第48項、第50項及び第53項」を削る部分に限る。)及び第2条(「備考2」の次に「又は備考3」を加え、「並びに附則第47項、第49項及び第52項」を削り、「これらの規定中」を「同項中」に、「とあるのは」を「とあるのは、」に改める部分に限る。)の規定は、公布の日から施行する。

(職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に第1条の規定による改正前の職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例附則第22項の規定により号給を決定された者であって、当該

決定の日から施行日の前日までの間引き続き同一の給料表の適用を受けていたもののうち、同条の規定による改正後の職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例附則第22項に規定する給料表異動等以外の異動により当該決定をされたもの（第4項及び第5項において「旧特例対象者」という。）の当該決定の日の前日に受けていた号給（以下この項において「旧号給」という。）の給料月額がその者の属する職務の級における最高の号給（以下この項において「最高号給」という。）の給料月額を超えることとなる場合においては、なお従前の例により当該最高号給の給料月額のほか、旧号給の給料月額との差額に相当する額を給料として支給することができる。

- 3 前項の規定による給料を支給される者に関する職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例第7条の2第2項、第15条第5項（第16条第4項において準用する場合を含む。）及び第17条の2第2項並びに職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和32年神奈川県条例第53号）第21条第2項の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例及び学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（令和3年神奈川県条例第 号）附則第2項の規定による給料の額との合計額」とする。
- 4 旧特例対象者の施行日以後の最初の昇給については、なお従前の例による。
- 5 旧特例対象者の施行日から前項の規定による昇給の日の前日までの間における同一の給料表の一の職務の級から他の職務の級に移った場合の号給については、なお従前の例による。  
（学校職員の給与等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）
- 6 施行日前に第2条の規定による改正前の学校職員の給与等に関する条例附則第21項の規定により号給を決定された者であって、当該決定の日から施行日の前日までの間引き続き同一の給料表の適用を受けていたもののうち、同条の規定による改正後の学校職員の給与等に関する条例附則第21項に規定する給料表異動等以外の異動により当該決定をされたもの（第8項及び第9項において「旧特例対象者」という。）の当該決定の日の前日に受けていた号給（以下この項において「旧号給」という。）の給料月額がその者の属する職務の級における最高の号給（以下この項において「最高号給」という。）の給料月額を超えることとなる場合においては、なお従前の例により当該最高号給の給料月額のほか、旧号給の給料月額との差額に相当する額を給料として支給することができる。
- 7 前項の規定による給料を支給される者に関する学校職員の給与等に関する条例第7条の2第2項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例及び学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（令和3年神奈川県条例第 号）附則第6項の規定による給料の額との合計額」とする。
- 8 旧特例対象者の施行日以後の最初の昇給については、なお従前の例による。
- 9 旧特例対象者の施行日から前項の規定による昇給の日の前日までの間における同一の給料表の一の職務の級から他の職務の級に移った場合の号給については、なお従前の例による。

令和3年2月10日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

給料表異動等における号給の決定等の特例の見直しに伴い、所要の改正をしたいので提案するものであります。



## 神奈川県立相模湖漕艇場条例の一部を 改正する条例

神奈川県立相模湖漕艇場条例（昭和38年神奈川県条例第40号）の一部を次のように改正する。  
別表艇庫の項の次に次のように加える。

大会議室	全部を利用する場合	1 時 間	300円
	3分の2を利用する場合	同	200円
	3分の1を利用する場合	同	100円
小 会 議 室 A		同	100円
小 会 議 室 B		同	100円
ト レ ー ニ ン グ ル ー ム		1 人 1 時 間	100円

### 附 則

- この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
- 神奈川県立相模湖漕艇場条例第7条の規定により指定管理者の指定を受けたものは、この条例の施行の日前においても、同日以後の神奈川県立相模湖漕艇場の利用に係る利用料金について、改正後の別表の規定の例により、神奈川県立相模湖漕艇場条例第14条第2項の規定による知事の承認を得ることができる。
- 前項の場合において、当該承認を得た日の翌日からこの条例の施行の日の前日までの間に同項の承認を得た期間に係る利用の申込みがあったときは、当該利用に係る利用料金は、同項の規定による知事の承認を得た額とする。

令和3年2月10日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

### (提案理由)

相模湖漕艇場の会議室及びトレーニングルームについて、利用料金の上限額を定めるため、所要の改正をしたいので提案するものであります。

## 神奈川県立山岳スポーツセンター条例の 一部を改正する条例

神奈川県立山岳スポーツセンター条例（平成9年神奈川県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項ただし書中「、スピードウォール」、「及びリードウォール」及び「これらの施設を」を削り、「知事が別に定める時間」を「午前9時から午後9時まで」に改める。

第12条から第14条までを削る。

第15条第1項及び第2項中「別表第2」を「別表」に改め、同条を第12条とし、第16条を第13条とし、第17条から第19条までを3条ずつ繰り上げる。

別表第1を削る。

別表第2中「(第15条関係)」を「(第12条関係)」に改め、同表リードウォールの項を次のように改める。

リードウォール	一般利用	1人1時間	200円
	専用利用	1面1時間	2,000円

別表第2に次のように加える。

スピードウォール	一般利用	1人1時間	200円
	専用利用	1面1時間	2,000円

別表第2を別表とする。

### 附 則

- この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
- 神奈川県立山岳スポーツセンター条例第5条の規定により指定管理者の指定を受けたものは、この条例の施行の日前においても、同日以後の神奈川県立山岳スポーツセンターの利用に係る利用料金について、改正後の第12条第2項及び別表の規定の例により、知事の承認を得ることができる。
- 前項の場合において、当該承認を得た日の翌日からこの条例の施行の日の前日までの間に同項の承認を得た期間に係る利用の申込みがあったときは、当該利用に係る利用料金は、同項の規定による知事の承認を得た額とする。

令和3年2月10日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治



(提案理由)

山岳スポーツセンターのスピードウォールについて利用料金制度を導入するとともに、リードウォールの利用料金の上限額の改定を行うなど、所要の改正をしたいので提案するものであります。

## 神奈川県生活環境の保全等に関する条例の 一部を改正する条例

神奈川県生活環境の保全等に関する条例（平成9年神奈川県条例第35号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第51条」を削り、「第52条」を「第51条」に、「第4節 拡声機騒音の規制（第53条）」を「第4節 石綿排出等工事等における石綿の飛散の防止（第52条～第52条の8）」に、「第5節 飲食店」を「第6節 飲食店」に、「第6節 削除」を「第7節 削除」に改める。

第2条第4号中「施設」を「工作物（以下「建築物等」という。）」に改め、「物質」の次に「のうち石綿を除くもの」を加え、同条に次の3号を加える。

- (16) 吹付け石綿等 吹付け石綿その他の建築材料で規則で定めるものをいう。
- (17) 石綿排出等作業 吹付け石綿等が使用されている建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業のうち、その作業の場所から排出され、又は飛散する石綿が大気汚染の原因となるもので規則で定めるものをいう。
- (18) 石綿排出等工事 石綿排出等作業を伴う建設工事をいう。

第51条を削り、第6章第3節中第52条を第51条とする。

第6章中第6節を第7節とし、第5節を第6節とし、第4節を第5節とし、第3節の次に次の1節を加える。

### 第4節 石綿排出等工事等における石綿の飛散の防止

（管理体制の整備）

第52条 石綿排出等工事の元請業者（発注者（石綿排出等工事の注文者で、他の者から請け負った石綿排出等工事の注文者以外のものをいう。以下同じ。）から直接石綿排出等工事を請け負った者をいう。以下同じ。）又は自主施工者（石綿排出等工事を請負契約によらないで自ら施工する者をいう。以下同じ。）は、規則で定めるところにより、当該石綿排出等工事に係る石綿排出等作業に関する管理体制を整備しなければならない。

（住民等への周知）

第52条の2 石綿排出等工事の元請業者又は自主施工者は、当該石綿排出等工事に係る石綿排出等作業を開始する前に、規則で定めるところにより、当該石綿排出等工事の場所の周辺の地域の住民等に対し、規則で定める事項を周知しなければならない。

（大気中の石綿濃度等の測定）

第52条の3 石綿排出等工事（規則で定める工事に限る。）の元請業者又は自主施工者は、規則で定めるところにより、吹付け石綿等の除去を行う場所の周辺における大気中の石綿の濃度等を測定し、その結果を記録し、及び保存しておかななければならない。

（発注者への説明）

第52条の4 石綿排出等工事の元請業者は、当該石綿排出等工事の発注者に対し、当該石綿排出等工事に係る次に掲げる事項について、これらの事項を記載した書面を交付して説明しなければならない

い。

- (1) 第52条の管理体制
- (2) 第52条の2の規定による周知に関する計画
- (3) 前条の規定による測定をする場合にあっては、その計画

(石綿排出等作業に係る届出)

第52条の5 石綿排出等工事の発注者又は自主施工者（次項に規定するものを除く。）は、当該石綿排出等工事に係る石綿排出等作業の開始の日の14日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 当該石綿排出等工事に係る前条各号に掲げる事項
- (2) 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第18条の15第6項の規定による報告を行う場合を除き、同条第1項又は第4項の規定による調査の結果

2 災害その他非常の事態の発生により石綿排出等作業を緊急に行う必要がある場合における当該石綿排出等作業に係る石綿排出等工事の発注者又は自主施工者は、速やかに、規則で定めるところにより、前項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

(石綿排出等作業の完了の報告)

第52条の6 前条の規定による届出をした者は、当該届出に係る石綿排出等作業が完了したときは、その日から起算して30日以内に、規則で定めるところにより知事に報告しなければならない。

(非常時の措置)

第52条の7 石綿排出等工事の元請業者又は自主施工者は、吹付け石綿等の除去を行う場所の周辺における大気中の石綿の濃度が第113条の3の基準値を超えたとき、又は石綿排出等作業により、石綿が当該石綿排出等作業を行う場所以外の場所に多量に飛散するおそれが生じたときは、直ちに、その旨を知事に通報するとともに、石綿の飛散を防止するための応急の措置をとらなければならない。

2 前項の場合においては、同項に規定する者は、速やかに、同項の事態の状況及びとった措置の概要を知事に報告しなければならない。

3 知事は、第1項の事態が発生した場合において、当該事態に係る同項に規定する者が同項の応急の措置をとっていないとき又は同様の事態を再発させるおそれがあると認めるときは、その者に対し、同項の応急の措置その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(建築物等からの石綿飛散防止措置)

第52条の8 建築物等の所有者、管理者又は占有者は、当該建築物等に吹付け石綿等が使用されているかどうかを把握するとともに、石綿の大気中への排出又は飛散を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第110条の2第1項中「、第52条」を「、第51条から第52条の6まで」に改める。

第121条第3号中「第50条第2項」の次に「、第52条の7第3項」を加える。

附 則

1 この条例は、令和3年10月1日から施行する。ただし、第3節の次に次の1節を加える改正規定（第52条の5第1項第2号に係る部分に限る。）は、令和4年4月1日から施行する。

2 改正後の第52条から第52条の6まで（第52条の5第1項第2号を除く。）の規定は、この条例の施行の日から起算して14日を経過する日以後に着手する建設工事について適用する。

3 改正後の第52条の5第1項第2号の規定は、令和4年4月1日以後に着手する建設工事について適用する。

令和3年2月10日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

神奈川県環境審議会の答申を踏まえ、石綿排出等工事等における石綿の飛散の防止に係る規定を定めるなど、所要の改正をしたいので提案するものであります。

## 神奈川県男女共同参画推進条例の一部を 改正する条例

神奈川県男女共同参画推進条例（平成14年神奈川県条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「より相手方の」の次に「職場、家庭、学校、地域その他の」を加え、同号を同条第4号とし、同条第1号の次に次の2号を加える。

(2) 事業者 事業を営む法人その他の団体又は個人をいう。

(3) 積極的改善措置 第1号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

第3条第3項中「における活動と当該活動以外の活動との両立」を「と職業生活その他の社会生活等との調和」に改める。

第4条第1項中「施策」の次に「(積極的改善措置を含む。以下同じ。)」を加える。

第8条第2項中「第三者」の次に「(取引先の従業員、施設利用者、生徒等を含む。)」を加える。

第10条第1項第3号中「その」の次に「職務区分別の数並びにそれらの」を加え、同項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第9号までを1号ずつ繰り上げる。

### 附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第10条第1項の改正規定は、同年10月1日から施行する。

令和3年2月10日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

### (提案理由)

令和元年度に行った条例の見直しに伴い、男女共同参画の推進に関する県の姿勢を明確にするため、積極的改善措置に係る規定を定めるなど、所要の改正をしたいので提案するものであります。

## 神奈川県看護師等修学資金貸付条例の 一部を改正する条例

神奈川県看護師等修学資金貸付条例（昭和39年神奈川県条例第40号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、看護師等」を「又は看護師」に改める。

第2条第1項第1号ア中「第22条まで」を「第21条まで」に改め、同号ウ中「、看護師又は准看護師」を「又は看護師」に改める。

第4条第1項第1号の表を次のように改める。

区分	金額（月額）
独立行政法人国立病院機構又は地方公共団体（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人を含む。以下この表において同じ。）が設置する養成施設	17,000円
独立行政法人国立病院機構又は地方公共団体以外のものが設置する養成施設	20,000円

### 附 則

- この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- この条例の施行の日前に保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第22条の規定により文部科学大臣又は都道府県知事が指定した学校又は養成所に在学する者に対し貸し付けた修学資金であって、同日において返還が完了していないものの返還、返還債務の免除、返還の猶予及び延滞利息の徴収については、なお従前の例による。

令和3年2月10日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

### （提案理由）

神奈川県看護師等修学資金貸付金の貸付対象から准看護師を削除するなど、所要の改正をしたいので提案するものであります。

## 神奈川県墓地等の経営の許可等に関する 条例の一部を改正する条例

神奈川県墓地等の経営の許可等に関する条例（平成14年神奈川県条例第68号）の一部を次のように改正する。

第10条第2号中「墓地等の境界線と人家、学校等」を「墓地（埋葬を行うものに限る。）又は火葬場にあつては、その境界線と人が現に居住その他の使用をしている建物」に改め、同条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 墓地（埋葬を行うものを除く。）又は納骨堂にあつては、その境界線と病院その他の規則で定める施設との距離が規則で定める距離以上であること。ただし、知事が、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。

### 附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この条例の公布の日前に神奈川県墓地等の経営の許可等に関する条例第4条から第6条までの規定による手続の全部又は一部を行った墓地等の経営の計画に係る墓地等の経営の許可の申請における墓地等の設置場所の基準については、改正後の第10条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

令和3年2月10日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

### (提案理由)

令和元年度に行った条例の見直しに伴い、墓地等の設置場所の基準に係る距離規制を明確にするため、所要の改正をしたいので提案するものであります。

## かながわペットのいのち基金条例の一部を 改正する条例

かながわペットのいのち基金条例（平成30年神奈川県条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条中「、その」を「その」に改め、「図るため」の次に「並びに多数の飼養又は保管（以下「飼養等」という。）がされている犬及び猫の命を守りその適正な飼養等を推進するため」を加える。

第7条中「事業」の次に「並びに多数の飼養等がされている犬及び猫の避妊又は去勢手術その他その適正な飼養等を推進するための事業」を加える。

### 附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に積み立てられた資金（同日以後に当該資金に係る基金の運用から生ずる収益金を含む。）に係る基金の処分については、改正後の第7条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

令和3年2月10日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

### （提案理由）

かながわペットのいのち基金の処分事業を追加するため、所要の改正をしたいので提案するものがあります。



## 神奈川県都市公園条例の一部を改正する 条例

神奈川県都市公園条例（昭和32年神奈川県条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表第3相模三川公園の項を削る。

別表第4に次のように加える。

山北つぶらの公園	1	公園施設の維持管理に関する業務
	2	公園施設の運営管理に関する業務

別表第5保土ヶ谷公園の項プールの項中「中学生」の次に「（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程に在学する者を含む。以下同じ。）」を加え、同表辻堂海浜公園の項交通展示館の項中「20歳以上65歳未満の者（学生及び高校生を除く。） 310円」を「20歳以上65歳未満の者（学生及び高校生（中等教育学校の後期課程に在学する者を含む。以下同じ。）を除く。） 310円」に改め、同表相模三川公園の項に次のように加える。

パークゴルフ場	1人1回	高校生以上の者	200円
		中学生以下の者	100円

### 附 則

- この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 神奈川県都市公園条例第31条の規定により指定管理者の指定を受けたものは、この条例の施行の日前においても、同日以後の公園施設の利用に係る利用料金について、この条例による改正後の別表第5の規定の例により、神奈川県都市公園条例第35条第2項の規定による知事の承認を得ることができる。

令和3年2月10日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

### （提案理由）

指定管理者制度を導入する都市公園の追加等をするため、所要の改正をしたいので提案するものがあります。

## 市町村立学校職員定数条例の一部を改正 する条例

市町村立学校職員定数条例（昭和26年神奈川県条例第40号）の一部を次のように改正する。  
第2条第1項の表を次のように改める。

学 校 の 種 別	定 数
小 学 校	9,396人
中 学 校	5,513人
特 別 支 援 学 校	192人
高 等 学 校 (定 時 制 の 課 程 を 置 く も の)	19人
合 計	15,120人

### 附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

令和3年2月10日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

### (提案理由)

小学校における少人数学級の実施、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた教員の臨時的な増員の終了等に伴い、定数の改正をしたいので提案するものであります。

## 神奈川県地方警察職員定数条例の一部を 改正する条例

神奈川県地方警察職員定数条例（昭和29年神奈川県条例第32号）の一部を次のように改正する。  
第2条第1項の表中

「

警 察 官 以 外 の 職 員	1,674人
合 計	17,377人

を

」

「

警 察 官 以 外 の 職 員	1,701人
合 計	17,404人

に改める。

」

### 附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

令和3年2月10日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

### （提案理由）

遺失物対応の体制強化等に伴い、警察官以外の職員について、定数の改正をしたいので提案するものであります。

## 建設事業等に対する市町負担金について

県で実施する建設事業等に要する経費の一部を、次の範囲内においてそれぞれ負担させるものとする。

事業名	市町名	負担額
農道整備事業	小田原市	71,200 <sup>千円</sup>
〃	中井町	12,000
〃	真鶴町	8,800
〃	湯河原町	7,700
県営ほ場整備事業	南足柄市	7,500
農地保全事業	小田原市	4,000
湛水防除事業	小田原市	9,260
〃	大井町	740
県営漁港整備事業	小田原市	31,500
〃	三浦市	26,750
相模川流域下水道事業	相模原市	234,024
〃	平塚市	104,158
〃	藤沢市	7,104
〃	茅ヶ崎市	80,114
〃	厚木市	104,138
〃	伊勢原市	15,807
〃	海老名市	56,031
〃	座間市	40,559
〃	綾瀬市	11,098
〃	寒川町	26,657
〃	大磯町	10,544
〃	愛川町	22,494
酒匂川流域下水道事業	小田原市	172,118
〃	秦野市	97
〃	南足柄市	1,585
〃	二宮町	442
〃	中井町	320
〃	大井町	2,918

〃	松 田 町	3,695
〃	山 北 町	1,381
〃	開 成 町	866
〃	箱 根 町	181,305
相模川流域下水道管理事業	相 模 原 市	3,095,102
〃	平 塚 市	1,263,634
〃	藤 沢 市	56,004
〃	茅 ヶ 崎 市	1,134,912
〃	厚 木 市	1,221,988
〃	伊 勢 原 市	168,662
〃	海 老 名 市	696,002
〃	座 間 市	483,228
〃	綾 瀬 市	112,206
〃	寒 川 町	206,814
〃	大 磯 町	91,284
〃	愛 川 町	170,817
酒匂川流域下水道管理事業	小 田 原 市	1,654,947
〃	秦 野 市	22,377
〃	南 足 柄 市	275,177
〃	二 宮 町	104,084
〃	中 井 町	69,105
〃	大 井 町	137,671
〃	松 田 町	55,404
〃	山 北 町	81,753
〃	開 成 町	113,487
〃	箱 根 町	119

令和3年2月10日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

県が行う建設事業等で市町を利するものについて、その受益の限度においてそれぞれ経費の一部を負担させるため、土地改良法第91条第6項、地方財政法第27条第2項及び下水道法第31条の2第2項の規定により提案するものであります。

## 包括外部監査契約の締結について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により、包括外部監査契約を次のとおり締結するものとする。

- 1 契約の目的 包括外部監査契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告
- 2 契約の始期 令和3年4月1日
- 3 契約の金額 2,026万2千円を上限とする額
- 4 費用の支払方法 概算払、監査の結果に関する報告提出後に精算
- 5 契約の相手方 住所 川崎市麻生区千代ヶ丘6丁目8番地4 ホワイトメゾン千代ヶ丘107  
氏名 権名毅  
資格 弁護士

令和3年2月10日提出

神奈川県知事 黒岩祐治

(提案理由)

包括外部監査契約の締結について、地方自治法第252条の36第1項の規定により提案するものであります。



